2025春季生活闘争 構成組織取り組み方針(案)の概要

②構成組織方針

構	成	組	織	名 紙パ連合
方	針	決	定	日 2025年1月17日
要	求	提	出	日 2025年2月28日まで
回	答	指	定	日 2025年3月13日

回	答	指	定	日 2025年3月13日	
	要	求項目		要求内容	
I.基	本的な考	え方			
く見込む ためにことがごう次闘	みであるこ、様々な会 、様々な会 求められる 争において	とや原燃料 社施策に記 。 「も、組合員	料価格の語 前向きに記 員の日々の	竟は、少子高齢化やデジタル化の加速により、国内需要は新聞用紙・印刷用紙を中心に減少が終 高止まりなど総じて大変厳しい状況にある。このような中、組合員は企業収益の改善につなげ協力しており、この厳しい状況を乗り越えるためにも、組合員の働く意欲や活力の高揚をはかるの懸命な協力・努力に応え、今後の働きがいにつなげるために、賃金を中心に「底上げ」「底支え」」上を求めていく。また、顕著な課題である人材の確保・定着へとつなげていく。	[*] る る
Ⅱ.基	盤整備				
	イチェーン 適正分配、				
・賃金別り組み	〈準闘争を	強化してい	いくための	の取 目標水準として「産別としてめざすべき水準」「産別ミニマム水準」を設定する。 なお、各組合の取り組みやすさを追求し、産業間格差、産業内格差是正を目標とする水準 を設定する。	準
)維持・創出)維持・強化		セーフティ	1	
·集団的	的労使関係	の輪を広り	げる取り糺	組み	
Ⅲ —1	.賃金要	†			
■月例	賃金				
	別銘柄(年 達水準」「至			最	
	賃金カーブ 定する場合			組織 ①すべての組合は、賃金カーブ維持分を確保した上で、実質賃金の維持・向上に向けて賃上げに取り組む。 ②賃上げの範囲は、月例賃金の改善を念頭に置き所定内賃金とし、取り組みを進めることする。 ③賃上げ分として13,000円以上(賃上げ9,000円以上+産業間格差是正分4,000円以上)に取り組むこととし、その実現をめざす。 〈賃金カーブ維持分の把握可能な組合〉 ○定昇相当分(賃金カーブ維持相当分)+賃上げ9,000円以上+産業間格差是正分4,000円以上 〈賃金カーブ維持分の算定が困難な組合〉 ○定昇相当分(賃金カーブ維持相当分)5,000円+賃上げ9,000円以上+産業間格差是正分4,000円以上	こと 円
	模間格差の			④Sグループ組合は、上記に加え、産業内格差是正分1,500円以上に取り組むこととし、その実現をめざす。 〈賃金カーブ維持分の把握可能な組合〉 ○定昇相当分(賃金カーブ維持相当分)+賃上げ9,000円以上+産業間格差是正分4,000円以上+産業内格差是正分1,500円以上 〈賃金カーブ維持分の算定が困難な組合〉 ○定昇相当分(賃金カーブ維持相当分)5,000円+賃上げ9,000円以上+産業間格差是正分4,000円以上+産業内格差是正分1,500円以上	

○雇用形態間格差の是正	
・企業内最低賃金協定の締結 ・昇給ルールの導入	
・生活関連手当	男女別の賃金実態の把握と是正について 改正女性活躍推進法にもとづく指針に「男女の賃金の差異」の把握の重要性が明記され たことに加え、2022年7月8日から女性活躍推進法の省令が改正され、301人以上の企 業に対して「男女の賃金の差異」の把握と公表が義務づけられている。 紙パ連合としては、企業規模にかかわらず男女別の賃金実態を把握し、不合理な待遇があ れば是正に取り組むこととする。
・社会水準の確保・年齢別最低到達水準の協定締結	初任給協定の取り組み 初任給は、賃金カーブ形成の出発点であるとともに、賃金要求における賃金カーブ維持分 を算定する上でも重要なものであり、初任給協定を行っていない組合や、賃金表などに よって初任給を労使確認していない組合は協定化をはかる。
・一時金の要求基準等 ・有期・短時間・契約等で働く労働者への 対応	①社会生活を営む上で貴重な生活給の一部(月々の生活費の補填、住宅・教育ローンの返済、耐久消費財の購入、貯蓄など)であり、安定確保に取り組むこととする。 ②生活給の一部として月例賃金を補完することを基本に月数要求とする。 ③会社諸施策に対する組合員の協力・努力への正当な成果還元を踏まえて要求していく。 ④安定確保の観点から、可能な限り年間集約要求に取り組むこととする。 ●年間集約要求:基準とする賃金の5.0ヵ月を中心とする。 ●期毎要求:基準とする賃金の2.5ヵ月を中心とする。
Ⅲ-2.「すべての労働者の立場にか	とった働き方」の改善
労働時間の実現」の取り組み ・休日増、勤務間インターバル制度導入 ・年休取得促進など	豊かな生活時間の確保とあるべき労働時間の実現の取り組み 豊かに働くことのできる社会をめざし、社会的責任を果たし得る豊かな生活時間の確保 と安全で健康に働くことができるあるべき労働時間の実現を同時に追求していく。 具体的には、年間総労働時間短縮の取り組み、休日増、勤務間インターバル制度導入、法 定を上回る年休付与など、長時間労働是正と労働時間短縮の取り組みを一層推進してい く。
	すべての労働者の雇用安定、均等・均衡待遇実現などは、雇用形態にかかわらず、組織化推進なども含め、引き続き連合方針に準拠しながら取り組みを進める。
けた取り組み	職場における均等・均衡待遇実現に向けた取り組み「同一労働同一賃金」に関する法規定の職場への周知徹底をはかるとともに、有期・短時間・派遣労働者の均等・均衡待遇実現に向けて取り組むこととする。パートタイム・有期雇用労働法については、企業規模に関係なくすべての企業が対象となっていることから、改めてパート・有期雇用労働者と正社員の待遇について実態を把握するとともに、不合理な待遇がある場合は是正に向けて取り組むこととする。
■人材育成と教育訓練の充実	
遇に関する取り組み	定年延長、70歳までの雇用機会確保の取り組みの推進 公的年金の支給開始時期の延長に伴い、60歳以降の安定した生活を確保していくため に、賃金をはじめ労働諸条件について制度の充実をはかっていく。 また、生産年齢人口の減少が進む中、高年齢者の雇用は不可欠であり、65歳定年制度の 確立、さらには70歳まで就労を希望する労働者の雇用確保も視野に入れながら労使協 議の場を設置し十分な論議を行う。また、継続雇用者の組合員化についても、引き続き積 極的に取り組みを進めていく。
■テレワーク導入にあたっての労働組合 の取り組み	
■障がい者雇用に関する取り組み	
■中小企業、有期・短時間・派遣等で働く 労働者の退職給付制度の整備	
■短時間労働者に対する社会保険の適用 拡大に関する取り組み	
■治療と仕事の両立の推進に関する取り 組み	
Ⅲ-3. ジェンダー平等・多様性の推進	

・女性活躍推進法および男女雇用機会均 | ジェンダー平等・多様性推進の取り組み 等法の周知徹底と点検活動

- ・あらゆるハラスメント対策と差別禁止の 取り組み
- ・育児や介護と仕事の両立に向けた環境 整備
- ・次世代育成支援対策推進法にもとづく 取り組みの推進

連合方針では、「多様性が尊重される社会の実現に向けて、性別をはじめ年齢、国籍、障が いの有無、就労形態など、様々な違いを持った人々がお互いを認め合い、やりがいをもっ て、ともに働き続けられる職場を実現するため、格差を是正するとともに、あらゆるハラスメント対策や差別禁止に取り組む。また、ジェンダー・バイアス(無意識を含む性差別的な偏見)や固定的性別役割分担意識を払拭し、仕事と生活の調和をはかるため、すべての 労働者が両立支援制度を利用できる環境整備に向けて、連合のガイドラインや考え方・方

たことに加え、2022年7月8日から女性活躍推進法の省令が改正され、301人以上の企 業に対して「男女の賃金の差異」の把握と公表が義務づけられている。

紙パ連合としては、企業規模にかかわらず男女別の賃金実態を把握し、不合理な待遇があ れば是正に取り組むこととする。

(2)改正女性活躍推進法および男女雇用機会均等法について

|| | (3)||ハラスメント対策について | ハラスメント対策関連法(改正労働施策総合推進法など)で定めるパワー・ハラスメントの | ハラスメント対策関連法(改正労働施策総合推進法など)で定めるパワー・ハラスメントの 措置義務が2022年4月1日よりすべての企業に課せられていることから、労働組合としてのチェック機能を強化するとともに、職場実態を把握した上で、事業主が雇用管理上講 ずべき措置(防止措置)や配慮(望ましい取り組み)について労使協議を行う。

(4)育児や介護と仕事の両立に向けた環境整備について

2022年4月1日より施行されている改正育児・介護休業法で定める事業主が雇用管理上

2022年4月1日より施行されている改正育児・介護体業法で定める事業王が雇用官埋上講ずべき措置(雇用環境の整備、個別周知、意向確認)について点検し、「雇用環境の整備」については複数の措置を行うよう労使協議を行う。また、2022年10月1日施行の出産時育児休業(産後パパ育休)に関する制度を点検するとともに、両立支援策の拡充の観点から、法を上回る内容について労使協議を行う。さらに2024年5月31日より改正、公布された「育児介護休業法」および「次世代育成支援対策法」は、2025年4月1日(「所定外労働時間の制限(残業免除)の対象拡大」「育児のためのテレワーク導入努力義務化」「子の看護休暇見直し」など)、2025年10月1日(「柔軟な働き方を実現するための措置などの事業主義務」など)から議な行きれる。したが、て労働物的、就業規則などの担定に原味されるよう労働的意義を行う。 がって労働協約・就業規則などの規定に反映されるよう労使協議を行う。

★Ⅲ-4.集団的労使関係の強化・構築と組織拡大の取り組み

・組織拡大の取り組み

・「労働協約」(「労働協約」に代わる覚書や 組合規約など)の組合員範囲の見直しな

-5.「ビジネスと人権」に関する取り組み

・ビジネスと人権に関する取り組み方針

の策定、教育・研修の実施など

その他 ●上記に分類されない重要な取り組みがあれば記入